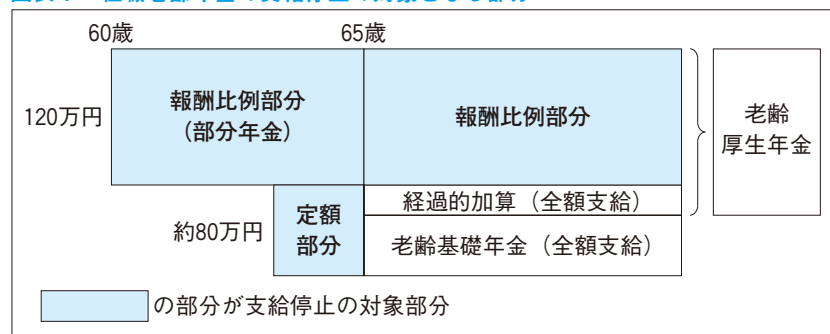
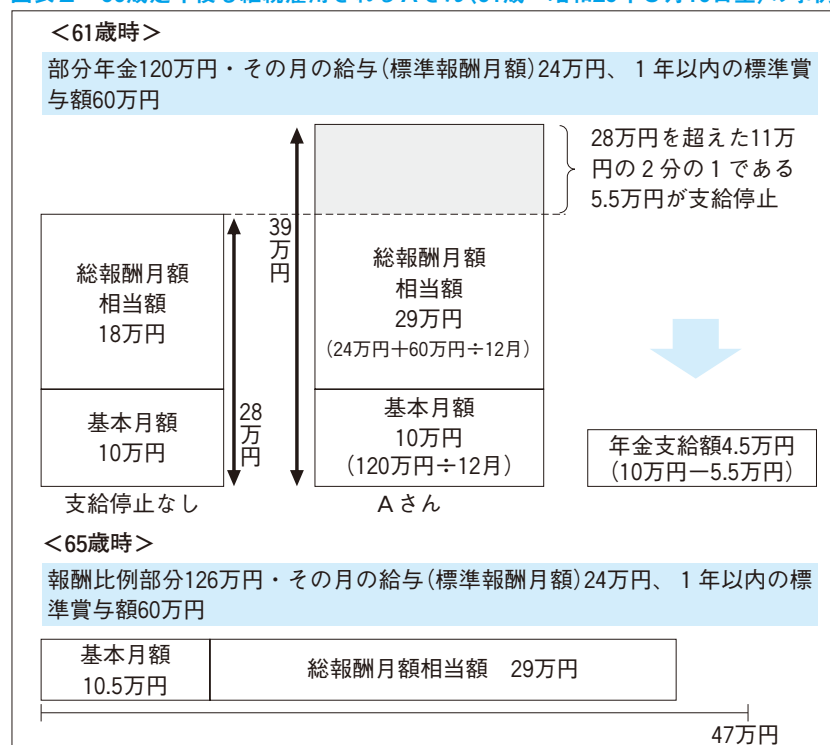


図表1 在職老齢年金の支給停止の対象となる部分



経過的加算と老齢基礎年金が全額支給される。
図表3は、在職老齢年金の早見表である。例えば、基本月額が12万円で、総報酬月額相当額が30万円だとすると、年金支給

図表2 60歳定年後も継続雇用されるAさん(61歳・昭和29年5月10日生)の事例



額は12万円ではなく5万円となる(7万円分が支給停止)。なお、継続して働く場合でも、厚生年金に未加入であれば、年金と給与などの調整はないので注意したい。

② 高年齢雇用継続給付
賃金が60歳到達時の75%未満で給付金を支給
高年齢雇用継続給付には、失

業給付(基本手当)を受給せず
に継続して雇用される人に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、失業給付を受給後再就職した人に支給される「高年齢再就職給付金」がある。
これらは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある人が、原則60歳到達時に比べ賃金が75%未満に低下した場合、65歳の誕生日まで60歳以降の賃金の最大15%(61%以下に低下した場合)が支給される。手続きは原則事業主が行う。なお、賃金と給付金の合計額の上限は34万761円で、60歳到達時の賃金の上限は44万7300円(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)となっている。
また、65歳前に在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の両方を受けられるときは、在職老齢年金本来の支給停止に加え、標準報酬月額最大の6%(61%以下に低下した場合)が停止される。Aさんの60歳到達時の賃金が

ケースで学ぶ

こんなとき社会保険から どんな給付が受けられるのか

ここでは、社会保険から受けられる給付にはどんなものがあり、いくらくらい受け取れるのかを、5つのケースをもとに解説していく。

CASE 1 「定年退職・継続雇用時」に受けられる給付

高年齢雇用継続給付により 継続雇用時の収入減がゆるやかに

音川社会保険労務士事務所 CFP® 音川敏枝

定年後に継続雇用されると
年金額は調整される
会社員が定年退職したときに社会保険から受けられる給付は、(1)定年退職後も継続して働く場合と、(2)定年後完全にリタイアする場合で異なる。
以下では(1)、(2)の場合にそれぞれどんな給付が受け取れるのか、注意点も交えて見ていく。
(1) 定年後も継続して働く場合
① 在職老齢年金
60歳以降、在職(厚生年金に加入)しながら老齢厚生年金を受給する場合、賃金と年金額に応じて年金の一部または全額が支給停止される。これを在職老齢年金という。在職老齢年金の対象となる部分は、65歳前と65歳以降で異なる(図表1)。
その基準であるが、総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円(65歳以降は47万円)以下の場合であれば、年金の支給停

止はない。28万円(47万円)を超えると、超えた額の2分の1が支給停止される。
なお、総報酬月額相当額とは「その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額÷12月」で計算され、基本月額は「報酬比例部分(加給年金額は除く)÷12月」で計算される。
ここで、60歳定年後も継続雇用されるAさんの年金について見てみよう。61歳時に受給できる部分年金(報酬比例部分)が120万円、その月の給与(標準報酬月額)が24万円、1年以内の標準賞与額が60万円とすると、年金は5万5000円支給停止となる(図表2の上段)。
次に、Aさんが65歳になったときの在職老齢年金をしてみる。老齢厚生年金の報酬比例部分が126万円、毎月の給与と賞与が64歳までと同じとすると、年金(報酬比例部分10万5000円)は全額支給される(図表2の下段参照)。これに加えて、